参考資料

参考資料

松原市都市計画マスタープランの策定経緯

年月日		事項	内容
令和元年	4月17日~ 5月9日	庁内意見照会	現行計画の検証に関すること
	6月28日~7月2日	庁内ヒヤリング	現行計画の検証及び今後の取組に関すること
	7月17日~ 8月2日	市民アンケート調査の実施	
	9月5日	第 1 回都市計画マスタープラン策 定庁内検討会議	基本的事項、市民アンケート調 査結果等について
	9月6日	第 1 回都市計画審議会都市計画マスタープラン策定専門部会	基本的事項、市民アンケート調 査結果等について
	9月9日~ 20日	庁内意見照会	庁内ヒヤリング結果に関する こと
	10月11日	第 2 回都市計画マスタープラン策 定庁内検討会議	都市計画マスタープラン 全体構想案について
	10月11日~	庁内意見照会	都市計画マスタープラン 全体構想(事務局案)について
	10月28日	第 2 回都市計画審議会都市計画マスタープラン策定専門部会	都市計画マスタープラン 全体構想案の概要等について
	11月22日	第 1 回都市計画審議会	都市計画マスタープランの 中間報告について
	12月6日	第 3 回都市計画審議会都市計画マスタープラン策定専門部会	都市計画マスタープラン (素案)について
	12月11日	第 3 回都市計画マスタープラン策 定庁内検討会議	都市計画マスタープラン (素案) について
	12月11日~ 18日	庁内意見照会	都市計画マスタープラン (素案)に関すること
	12月11日~ 20日	大阪府計画推進課意見照会	都市計画マスタープラン (素案)について
令和 2 年	1月16日	第2回都市計画審議会	都市計画マスタープラン (素案) 報告について
	2月3日~	パブリックコメント(意見募集)の	都市計画マスタープラン
	3月3日	実施	(素案)について
	3月25日	第3回都市計画審議会	都市計画マスタープラン (案)の諮問・答申について
	3月31日	都市計画マスタープランの改定	

松原市都市計画審議会都市計画マスタープラン策定専門部会委員名簿

	氏 名	職名
	岡 山 敏 哉	大阪工業大学工学部 教授
* =	田中みさ子	大阪産業大学デザイン工学部 教授
委員	鶴田浩章	関西大学環境都市工学部 教授
	西本真弓	阪南大学 副学長

(敬称略)

松原市都市計画マスタープラン策定庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に 関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に当たり、大阪府 が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び松原市総合計画との整合を図りつつ、 多様な観点から調査及び検討を行うため、松原市都市計画マスタープラン策定庁内検討会議 (以下「庁内検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 庁内検討会議は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討の上、都市計画マスタープランの素案を作成することをその所掌事務とする。
 - (1) 市民意向調査による課題の把握に関すること。
 - (2) まちづくりの理念や都市計画の目標に関すること。
 - (3) 全体構想及び地域別構想に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、本市のまちづくりの推進を図るために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(座長等)

- 第4条 庁内検討会議の座長(以下「座長」という。)は、都市整備部長をもって充てる。
- 2 座長は、必要に応じ、庁内検討会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討会議の会議(以下「会議」という。)は、座長が必要に応じて招集し、その 議長となる。

(庶務)

第6条 庁内検討会議の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において行う。

(実施の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議 に諮って定める。

附則

この要綱は、平成23年6月20日から実施する。

附則

この要綱は、令和元年6月6日から実施する。

別表 (第3条関係)

区分	所	役職名	
座 長	都市整備	部 長	
委員	市長公室	企画政策課	課長
		危機管理課	課長
	福祉部	障害福祉課	課長
	(1年7年7年7年7年7年7年7年7年7年7年7年7年7年7年7年7年7年7年7	子ども未来担当	参 事
	健康部	高齢介護課	課長
	市民協働部	市民協働課	課長
		環境政策課	課長
	市民生活部	環境予防課	課長
		産業振興課	課長
		観光課	課長
		まちづくり推進課	課長
	都市整備部	みち・みどり整備担当	参 事
		建築住宅課	課長
	上下水道部	上下水道管理課	課長
	工「小炬即	上下水道建設室	参 事
	教育委員会事務局教育総務部	教育総務課	課長
	消防本部	総務課	課長

松原市都市計画マスタープラン 市民アンケート調査の概要

【調査目的】

今回のアンケート調査は、「都市計画マスタープラン」の改定にあたり、幅広い市民の意 見をできる限り反映するため実施したものです。

【調査項目】

- 基本属性(性別、年齢、職業、居住地区、居住年数、買い物場所)
- まちの魅力や定住意向(市の魅力、定住意向、定住促進に必要な施策)
- 〇 地域の将来像
- 今後のまちづくりの取組み(地域の将来像、まちづくりの取組み)
- 市民参加のまちづくりの進め方
- まちづくりに関する自由意見

【調査対象】

〇 調査地域:松原市全域

○ 調査対象: 18歳以上で松原市にお住まいの方3,000人

【実施方法】

○ 配布回収:郵送配布・郵送回収調査法

○ 調査期間: 令和元年7月17日発送~8月2日締切

(締切後、8月20日到着分迄を集計結果に反映)

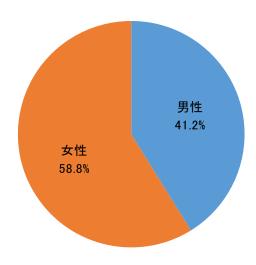
【回収結果】

〇回収数 1,396 人、回収率は 46.5%

あなたご自身のことについてお尋ねします

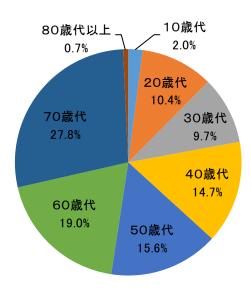
問1. あなたの性別は

■回答者は女性 58.8%、男性 41.2%。



問2. あなたの年齢は

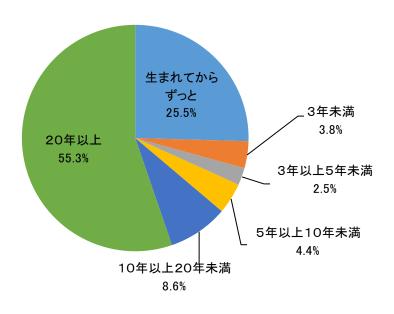
■60歳代以上の回答者が全体の47.5%で5割程度を占める。



資料

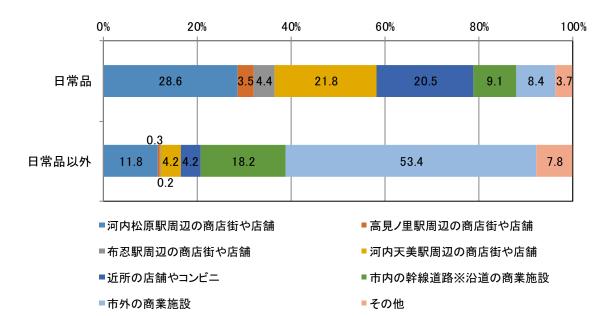
問3. あなたは、松原市にどれぐらいお住まいですか。

■20年以上の居住者が80.8%。



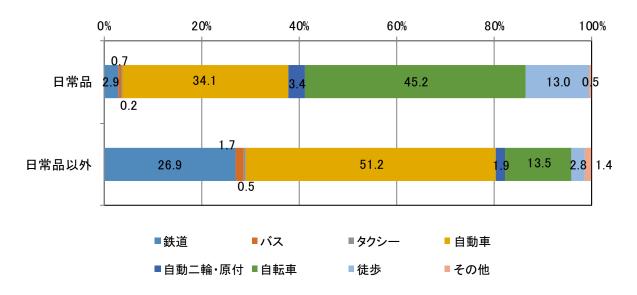
問4-1.生鮮食料品や日用雑貨品など(日常品)について主にどこで買い物されていますか。 問4-2.あなたは、衣料、装飾、家具、家電、レジャー用品など(日常品以外)について、主に どこで買い物されていますか。

■日常品は鉄道駅周辺の商店街や店舗が58.3%、鉄道駅周辺では、河内松原駅周辺が28.7%、河内天美駅周辺が21.8%を占める。日常品以外は市外の商業施設が53.4%、市内の幹線道路が18.2%、河内松原駅周辺が11.8%。



問5-1.日常品の買い物などにおいて、主に利用する交通手段に1つだけ〇をつけてください。 問5-2.日常品以外の買い物などにおいて、主に利用する交通手段に1つだけ〇をつけてください。

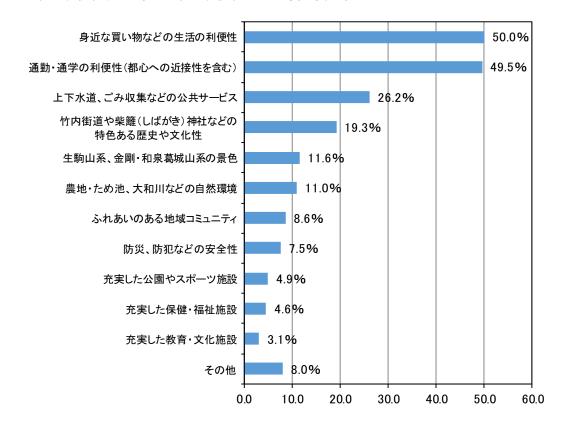
■日常品は自転車・徒歩が 58.2% (自動車 34.1%)、日常品以外は自動車が 51.2%。



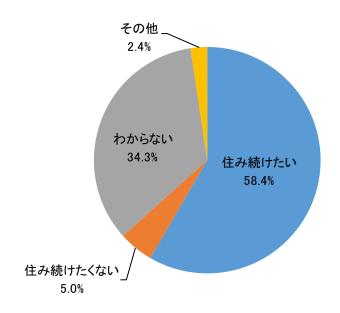
松原市の魅力や定住意向についておたずねします

問6. あなたが感じられる松原市の魅力や誇れるものは何ですか。 あてはまる番号に3つ以内で〇をつけてください。

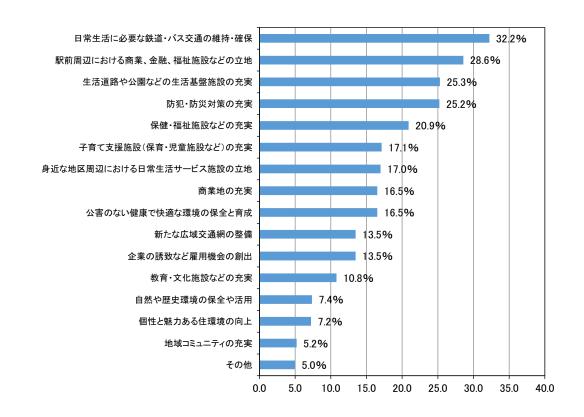
■生活の利便性、通勤・通学の利便性の魅力度が高い。



問7. これからも松原市に住み続けたいですか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。 ■定住意向は58.4%、わからない34.3%。

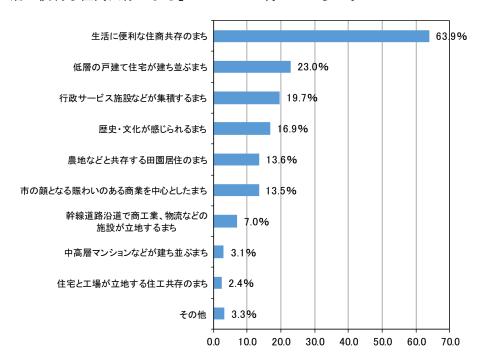


- 問8. 松原市への居住や定住化を促進するためには、どのような取組みを重点的に進めていくことが望ましいと思われますか。あてはまる番号に3つ以内で〇をつけてください。
- ■日常生活に必要な鉄道・バス交通の維持・確保、駅前周辺における商業、金融、福祉施設などの立地、生活基盤施設の充実、防犯・防災対策の充実の順に高い。

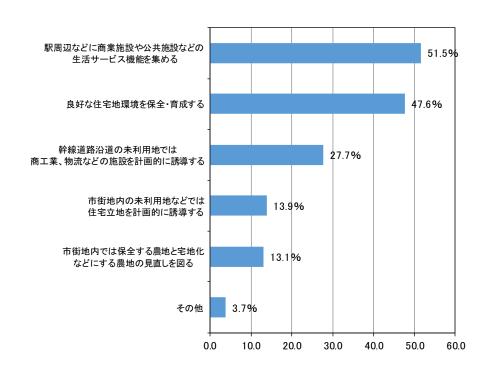


地域の将来像や今後のまちづくりの取組みについておたずねします

- 問9. お住まいの周辺は、将来どのような地域をめざしていくことが望ましいと思われますか。 あてはまる番号に2つ以内で〇をつけてください。
- ■「生活に便利な住商共存のまち」が63.9%と際立って多い。

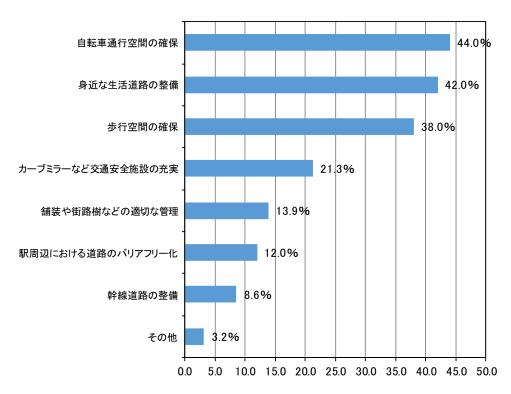


- 問 10. 市街地とその周辺における土地利用については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内でOをつけてください。
- ■鉄道駅周辺の生活サービスの機能集積、住環境の保全・育成が特に多い。

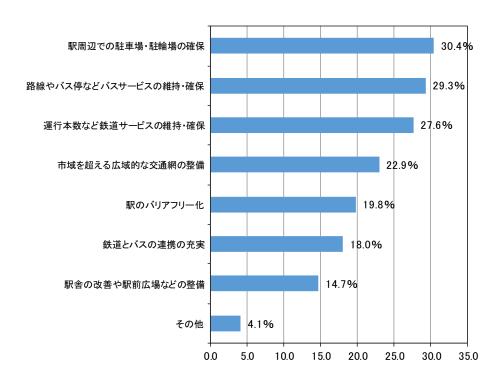


問 11. 道路については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で〇をつけてください。

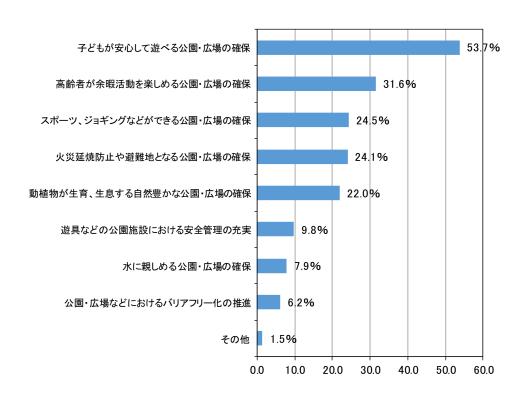
■自転車通行空間の確保、身近な生活道路の整備、歩行空間の確保が際立って多い。



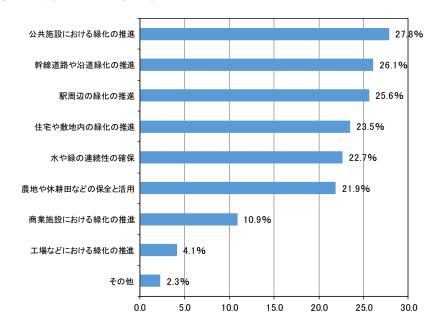
- 問 12. 公共交通については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に 2つ以内で〇をつけてください。
- ■駅周辺での駐車場・駐輪場の確保、路線やバス停などバスサービスの維持・確保、運行本数な ど鉄道サービスの維持・確保が特に多い。



- 問 13. 公園・広場などについては、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内でOをつけてください。
- ■子どもや高齢者のための公園・広場の確保が特に多い。

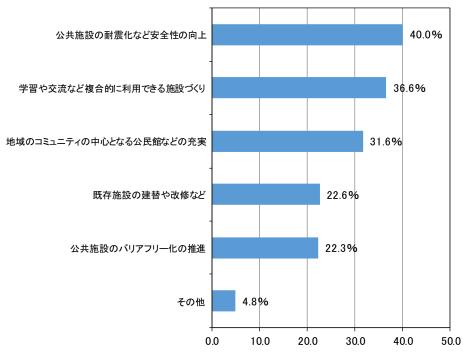


- 問 14. 緑化などについては、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に 2つ以内で〇をつけてください。
- ■幅広い緑化の取組み意向が多い。



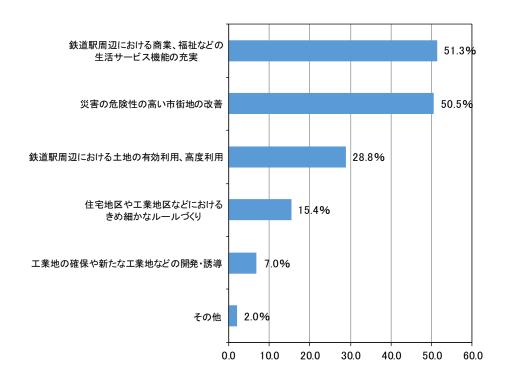
問 15. 公共施設などについては、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で〇をつけてください。

■施設の安全性の向上、複合的な公共施設、公民館などの充実の順に多い。

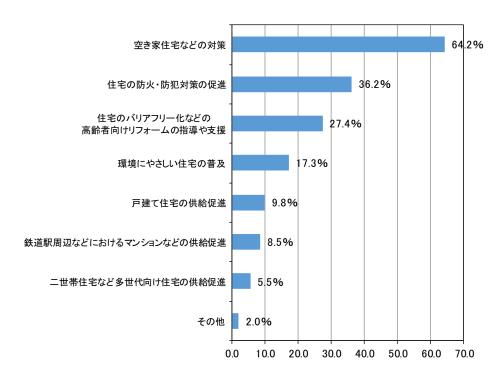


問 16. 市街地などについては、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で〇をつけてください。

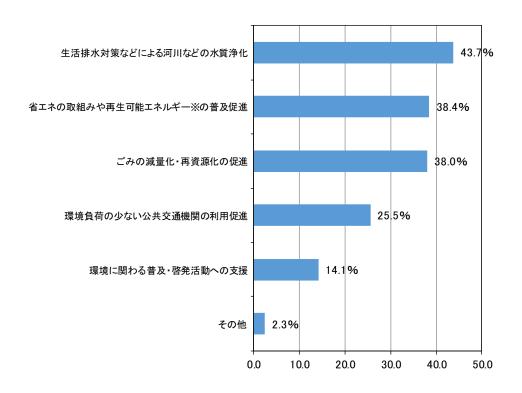
■鉄道駅周辺のサービス機能の充実、災害の危険性の高い市街地の改善が特に多い。



- 問 17. 住宅については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ 以内で〇をつけてください。
- ■空き家対策が特に多く、住宅の防火・防犯、バリアフリーの順に多い。

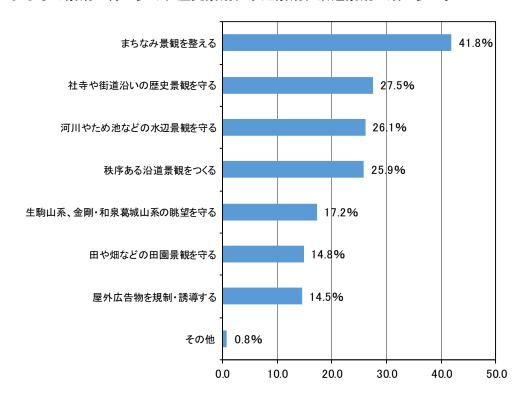


- 問 18. 環境保全については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に 2つ以内で〇をつけてください。
- ■河川などの水質浄化、省エネの取組みやエネルギー対策、ごみの減量化・再資源化の促進が特に多い。



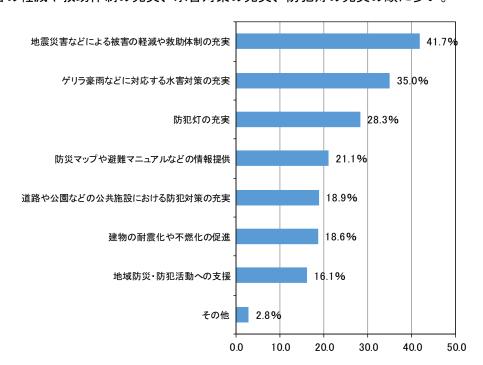
問 19. 自然や景観については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で〇をつけてください。

■まちなみ景観が特に多く、歴史景観、水辺景観、沿道景観の順に多い。



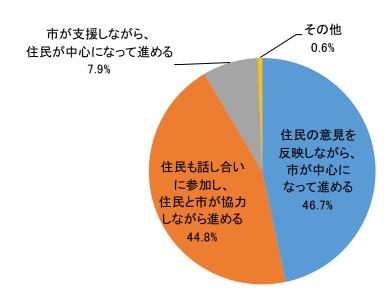
問 20. 防災・防犯については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で〇をつけてください。

■被害の軽減や救助体制の充実、水害対策の充実、防犯灯の充実の順に多い。



市民参加のまちづくりの進め方についておたずねします

- 問 21. あなたがお住まいの地域のまちづくりについて、住民と市がどのような役割分担で進めていくことが望ましいと思われますか。あてはまる番号に1つだけ〇をつけてください。
- ■住民の意見を反映しながら市が中心になって進めるが 46.7%、市と住民が協力しながら進めるが 44.8%。



用語 解 説

【- あ -】

アドプト制度

道路、河川や公園等の施設において、「地元 自治会や企業等の団体が、自主的に行う清掃 や緑化等のボランティア活動」を行政が支援 し、環境美化等に取組むことを目的とする制 度。

大阪ミュージアム

大阪のまち全体を「ミュージアム」に見立 て、魅力的な地域資源を発掘・再発見し、磨 き・際立たせ、結びつけることにより、その 魅力を内外に発信する大阪府の取組。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタンなど人為的な活動によ って大気中に放出され、地球温暖化の原因と なっているもの。

【- か -】

企業立地促進制度

本市内への企業の立地を促進することによ り、産業の活性化と新たな雇用の創出を図り、 市の健全な経済発展に資することを目的とす る「松原市企業立地促進条例」に基づき、一 定の要件を満たす場合に奨励金を交付する制 度。

協働

行政と市民など多様な主体が対等な立場で、 特性を活かしながら違った役割を担いつつも、 共通の目的に向かって行動すること。

クールスポット

主に屋外空間において人が涼しく感じる場 所のこと。

景観計画

景観行政団体が、『景観法』の手続きに従って 定める「良好な景観の形成に関する計画」のこ یے

下水道普及率

総人口に対する下水道処理区域内人口の割合。

ゲリラ豪雨

大気の状態が不安定になることより、突発 的に起こる局地的な大雨のこと。

合計特殊出生率

1人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49歳までに産む子どもの数の平均。

耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作 物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再 び作付けする意思のない土地。

【- さ -】

再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、 地熱など、資源の枯渇が無く、繰り返し利用 可能なエネルギー。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及び今後 10年以内に市街化(宅地化などの開発)を 図るべき区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。

市街地開発事業

公共施設の整備状況や土地利用状況を踏ま え、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備 する事業のことで、土地区画整理事業(土地区 画整理法) や市街地再開発事業(都市再開発 法)などのこと。

指定避難所

災害の危険性があり、自宅から避難した住 民や災害により自宅に戻れなくなった住民が、 一定期間滞在するための施設。

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで 守る」という意識に基づき自主的に結成・活 動する防災組織。

自動通話録音装置

着信時に犯罪行為を抑止する音声が流れ、

通話を自動録音する装置。

市民緑地認定制度

都市緑地法に基づき、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

循環型社会

有限の資源を効率的に利用・再利用することで、自然と社会が持続可能な形で循環していく社会。

生産緑地地区

都市計画で定める地域地区のひとつで、『生産緑地法』に基づき市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図る区域。

セーフコミュニティ

WHO(世界保健機構)が推奨する安心・安全なまちづくりの国際認証制度。科学的な分析と、地域住民、関連団体、行政など分野を超えた連携・協働により、けがや事故などを予防し、みんなが安心・安全に暮らせるまちづくりを行っている地域。

【- た -】

耐火・準耐火建築物

火災時の火熱に対し、主要構造部が崩壊せず 近隣への延焼を防ぐ性能をもち、火災の規模に よっては一部を修繕すれば再利用できるよう な建築物。

大規模集客施設

店舗、飲食店、展示場等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 ㎡を超えるもの。

地域地区

『都市計画法』、『建築基準法』の規定に基づいて、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るため、建築物の用途・構造・形態等の規制及び誘導を行う制度。

地域防災計画

『災害対策基本法』に基づく、各自治体の 災害対策の根幹となる計画。

地域防災ネットワークプロジェクト訓練

災害発生時に地域の町会連合会、小学校、 消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等が 互いに連携をとり、協力し合って地域ぐるみ の安全確保を図るため、小学生のうちから防 災に対する意識の高揚を図る取組。

地区計画

地区の特性に応じたまちづくりを推進する ため、住民参加によって、区画道路、小公園 などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位 置、敷地の規模などを地区のルールとして定 める都市計画のこと。

中心市街地

都市の中心的な役割を担う地域。一般に鉄 道駅周辺で、商店街等の人々が集まる施設が 集積している。

低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂) などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会のこと。

出前講座

市民の学習意欲に応え、市の職員が市の取組等について、地域に出向いて説明する事業。

特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると市町村ごとに認められた空家等をいう。

都市計画提案制度

土地所有者、まちづくりNPO、まちづく りのための開発事業の経験・知識のある団体 等が、一定の条件を満たした場合、必要とす る都市計画の決定や変更について、都道府県 又は市町村に提案を行うことができる制度。

都市公園

『都市計画法』や『都市公園法』等で位置 付けられている地方自治体が設置する公園や 緑地。街区公園・近隣公園等の種類がある。

都市施設

『都市計画法』で定められた道路・公園・ 下水道等の施設。

【- は - 】

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範 囲を地図化したものをいう。予測される災害 の範囲及び被害程度、避難場所などの情報が 地図上に示されている。

バリアフリー

日常生活上の物理的、精神的な障害を取り 除くこと。段差の解消や多言語表示など。

ヒートアイランド現象

都心域の地上気温が周辺部より高くなる現 象。

PDCA サイクル

行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計 画)、Do(実践)、Check(評価)、Action(見直 し・改善)の4つで構成されていることから、 PDCA という名称になっている。

福祉避難所

お年寄りや体の不自由な方、乳児等の要配 慮者が滞在できる設備を備えた施設。

物流施設

物を生産者から消費者へとつなぐ働きをも つ流通・配送センターなどのこと。

壁面後退

建築物を敷地の境界から後退させて建てる こと。

防火地域・準防火地域

都市計画で定める地域地区のひとつで、市 街地における火災の危険を防ぎ取除くために

指定する地域。

防災行政無線

災害時などの緊急事態において、国及び地 方公共団体が地域住民に重要な情報を正確か つ迅速に伝達し、人命や財産を保護する目的 で整備された無線通信システムのこと。

[-ま-]

みどりの風促進区域

海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を 通じ、大阪府民が実感できるみどりを創出す るとともに、ヒートアイランド現象の緩和や 官民一体によるみどりづくりを促進し、「みど りの風を感じる大都市・大阪」を実現するた め、道路や河川を中心に一定幅の沿線民有地 を含む区域。

【- や -】

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、引き続き供 されないと見込まれる農地のこと。

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、国籍等にかかわ らず誰もが使いやすいようにデザインされた 製品、情報、生活環境のこと。

[- 6 -]

ライフサイクル・コスト

構造物の計画、設計から建設、維持・管理、 解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。

流出抑制

雨水が一度に大和川などの河川に流れ込ま ないようにする取組などのこと。

松原市都市計画マスタープラン

令和2(2020)年3月

発行 松原市 都市整備部 まちづくり推進課

〒580-8501 松原市阿保 1 丁目 1 番 1 号

TEL 072-334-1550 (代表)

